

重層的支援体制整備事業について

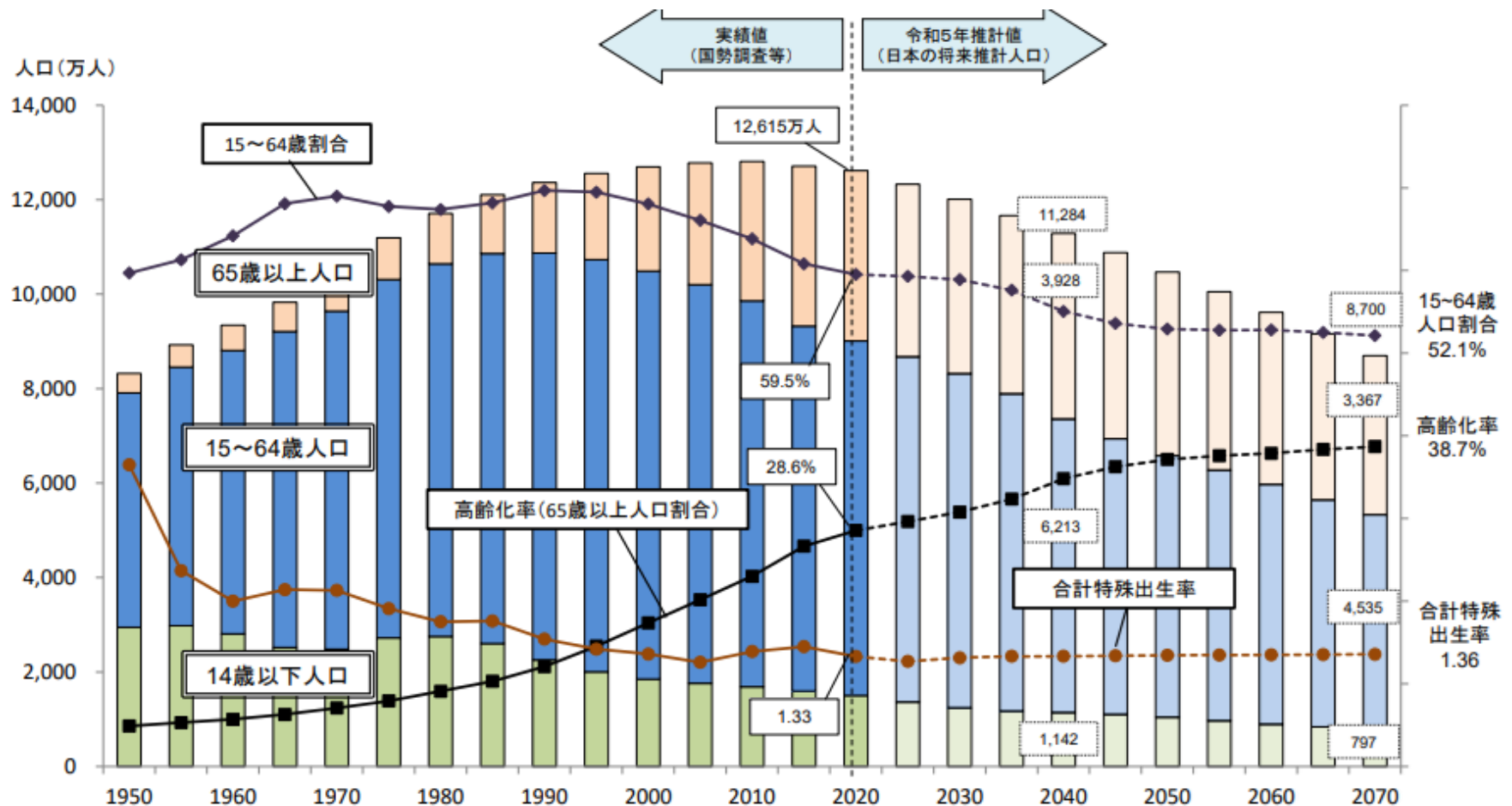
－その人をど真ん中に より幸せを応援するために－

厚生労働省社会・援護局 地域福祉課
地域共生社会推進室

支援推進官 犬丸 智則

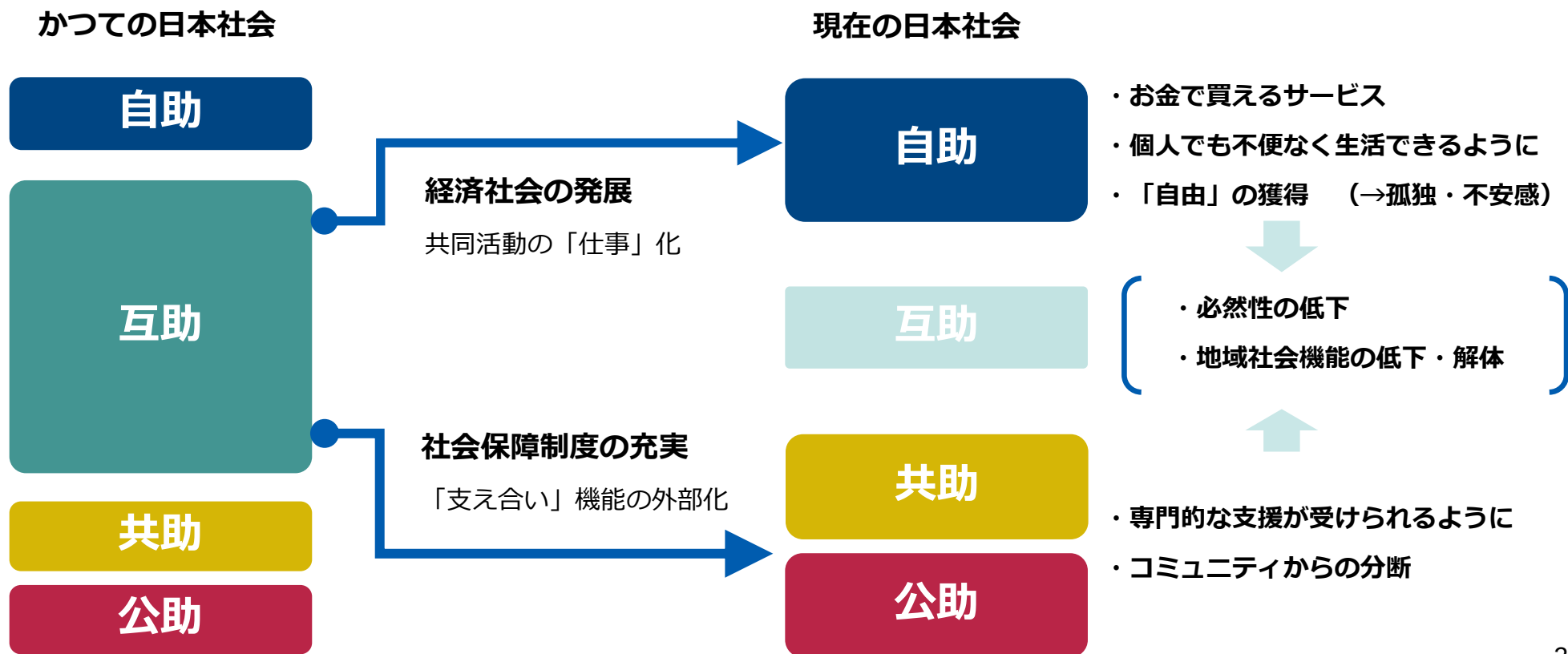
背景にあるもの① 人口減少社会

- ・ 人口5000人未満の自治体が2015年に14.8%であったものが2040年には24.1%に
- ・ 右肩上がり時代の終焉。生活の基盤である地域（まち）をどうしていくのか



背景にあるもの② 自助・互助・共助・公助のバランスの変容

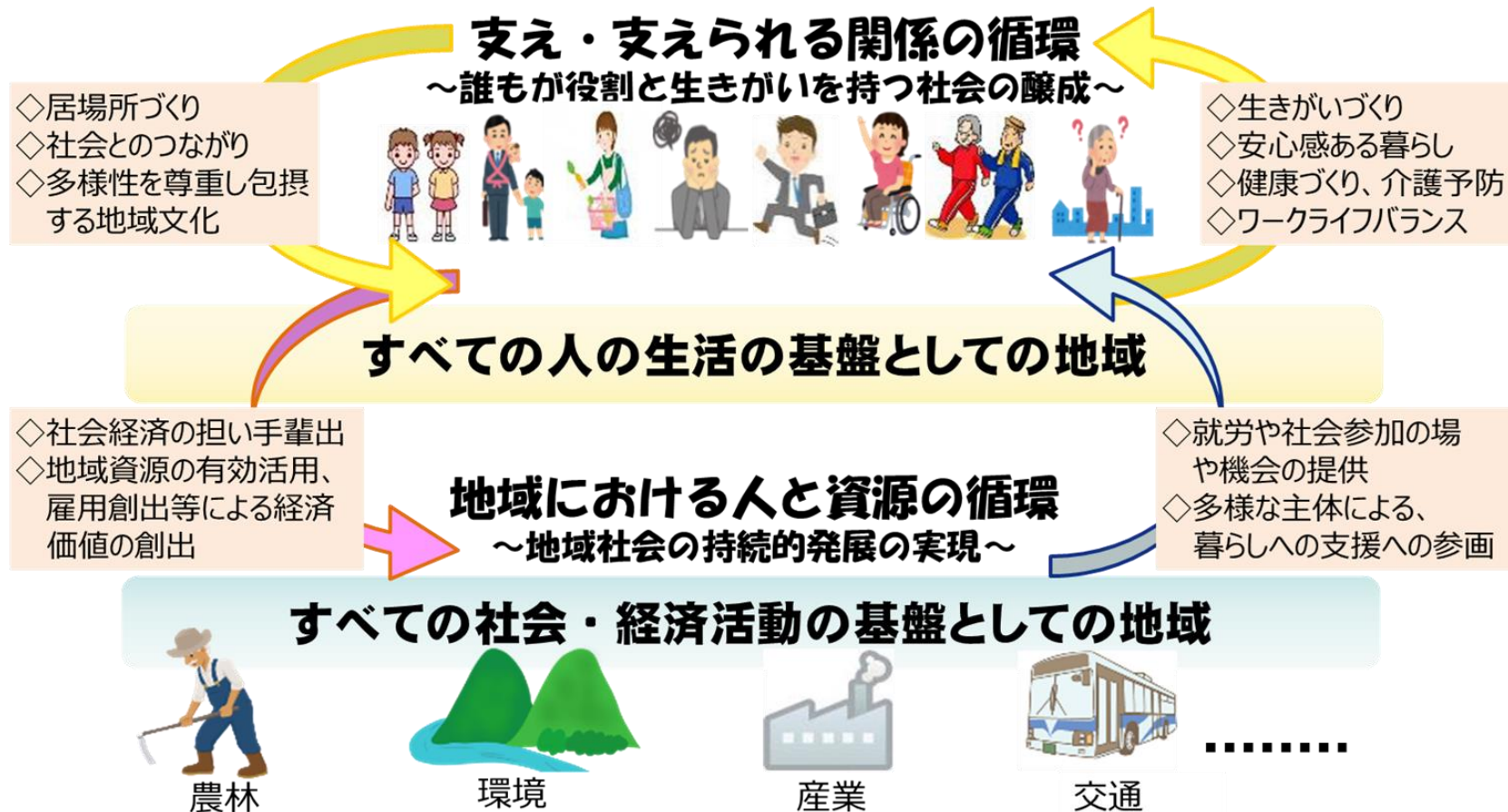
- ・ 単身世帯の増加、意識の変化（個人化）、非正規雇用の増加等個人を取り巻く環境の変化
- ・ 自助を支えるエンパワメント機能の喪失や関係性の希薄化による共同体機能が脆弱化
- ・ 幸せに向かって一歩踏み出せない、踏み出し方が分からない方が出てきた



より幸せを地域丸ごとつながり実現

・地域共生社会が目指すのは①自分らしい生き方の実現、②エンパワメントする「つながり」の回復、③支え合いの再生（担い手育成）、④持続するまちへの昇華

・実現に大切なのは「できないこと（課題）」よりも「できること（可能性）」



伴走型支援と地域住民の気にかける関係性によるセーフティネットの構築 (新たな福祉政策のアプローチ)

- 伴走型支援を実践する上では、次に掲げる双方の視点を重視する必要がある。
 - ・ 「専門職が時間をかけてアセスメントを行い課題を解きほぐすとともに、本人と世帯の状態の変化に寄り添う継続的な支援」（専門職による伴走型支援）と、
 - ・ 「地域の居場所などにおける様々な活動等を通じて日常の暮らしの中で行われる、地域住民同士の支え合いや緩やかな見守り」

伴走型支援

○一人ひとりが多様で複雑な問題に面しながらも、生きていこうとする力を高め(エンパワメント)、自律的な生を支える支援

(※) 自律・・・個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること

○「支える」「支えられる」という一方向の関係性ではなく、支援者と本人が支援の中で人として出会うことで、互いに学び合い、変化する。



地域住民の気にかける関係性

○一人ひとりの人生・生活は多様かつ複雑であり、社会に関わる経路は多様であることが望ましく、専門職による伴走支援のみを想定することは適切でない。

○地域の実践では、専門職による関わりの下、地域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を通じて、地域住民の気にかける関係性が生じ広がっている事例が見られる。

セーフティネットの構築に当たっての視点

➤ 人と人とのつながりそのものがセーフティネットの基礎となる。

- ー 地域における出会いや学びの場を作り出し、多様なつながりや参加の機会が確保されることで、地域の中での支え合いや緩やかな見守りが生まれる
- ー 専門職による伴走型支援の普及や、地域に開かれた福祉の実践によって、個人と地域・社会とのつながりが回復し、社会的包摂が実現される

➤ これらが重なり合うことで、地域におけるセーフティネットが充実していく。

➤ 制度設計の際には、セーフティネットを構成する多様なつながりが生まれやすくするための環境整備を行う観点と、専門職等の伴走によりコミュニティにつなぎ戻していく社会的包摂の観点が重要。

一人ひとは違う

- ・自分の人生を決めるのは自分であるという価値の理解
- ・多様な参加の機会の確保と個人の自律の支援

成熟社会における公共政策においては、

- ・一人ひとりの“良い”人生・生活のあり方は、本人以外が決めることはできないという自覚に基づいて【多様性、QOL 不可知の自覚】、
- ・個人が、多様なルートで社会に参加し、他者や社会とつながる機会を得ることのできる環境を整備し【多様な参加の機会の確保】、
- ・誰もが自らの生き方を追求し、社会とのつながりを選択し結ぶことができるように応援する【個人の自律※の支援】

といった視点が重要である。

※ 本報告書において、個人の「自律」とは、「個人が主体的かつ自由に自らの生き方を追求できる状態にあること」を指し、「自律の支援」とは、支援を通じて、「自律」的な生を全うしようとする意欲を個人が保持するプロセスそのものを指す。

- ① 地域福祉の推進は、**地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現**を目指して行われなければならない。
- ② 地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、**福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される**ように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- ③ 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防・・・、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の**福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）**を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関・・・との連携等により**その解決を図るよう特に留意するものとする。**

- 市町村は、**地域住民等と支援関係機関による地域福祉の推進のため相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題に向けた支援が包括的に提供される体制を整備**するよう努めるものとする。

✓ 包括的な支援体制の整備のために、**市町村による実施が期待される施策**

- ① 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みることができる環境の整備
 - ※ 地域福祉活動への住民参加を促す者への支援、住民の交流の場・活動拠点の整備、住民への研修
- ② 地域住民等が地域生活課題に関する相談を包括的に受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援関係機関につなぐことのできる体制の整備
 - ※ 相談を包括的に受け止める場の整備・周知とバックアップ体制の構築、民生委員・保護司等の地域の関係者との連携による地域生活課題の早期把握
- ③ 地域住民等が相談を包括的に受け止める場等では対応が難しい複合的で複雑な課題、制度の狭間にある課題等を受け止める相談体制の構築
 - ※ 支援関係機関によるチーム支援、支援に関する協議・検討の場、支援を必要とする者の早期把握、地域住民等との連携

複合・複雑化した支援ニーズに対応する市町村の断らない包括的な支援体制の整備

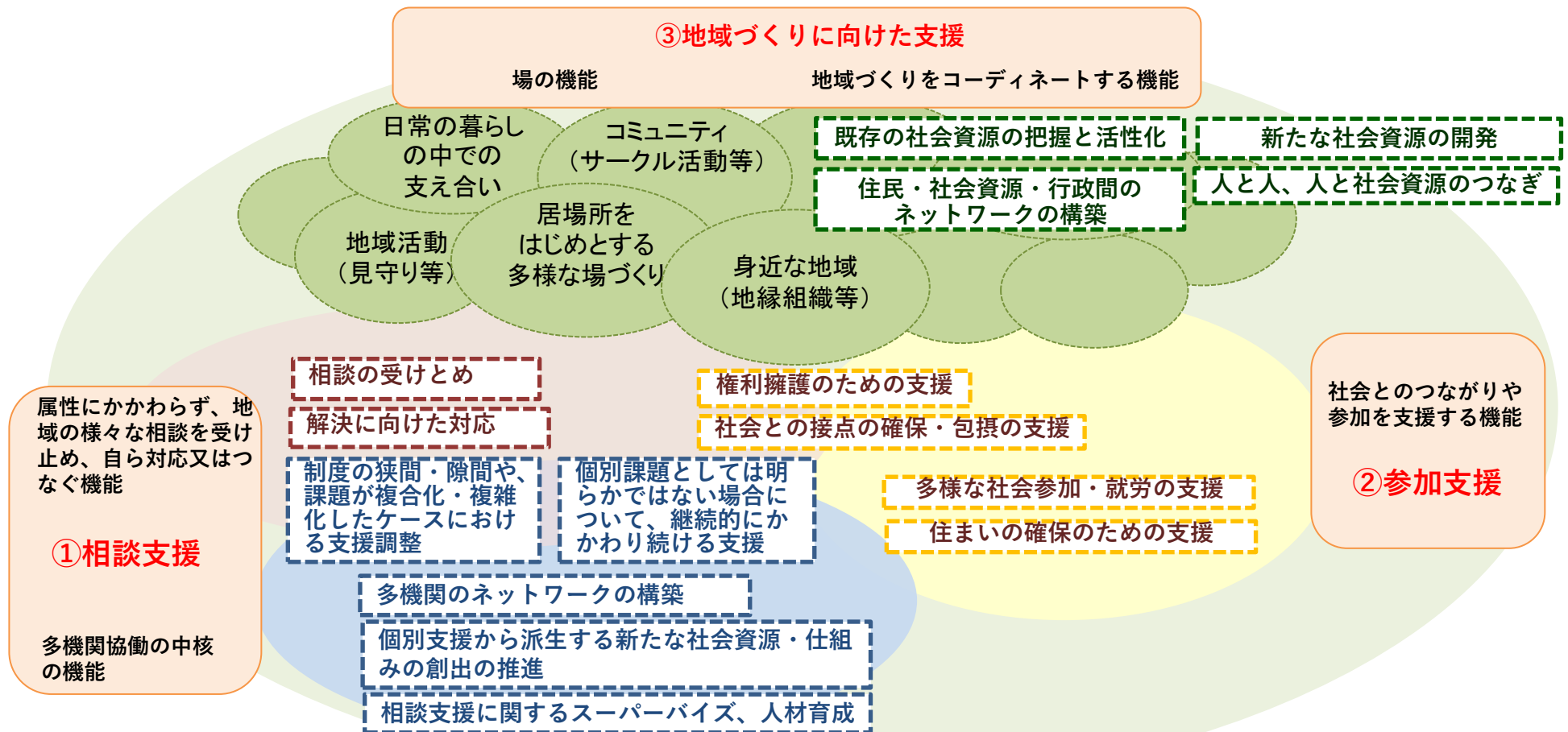
◆ 市町村が、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を**一体的に**実施する事業を創設→**重層的支援体制整備事業**

①相談支援(市町村による断らない相談支援体制)

②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)

③地域づくりに向けた支援

◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。

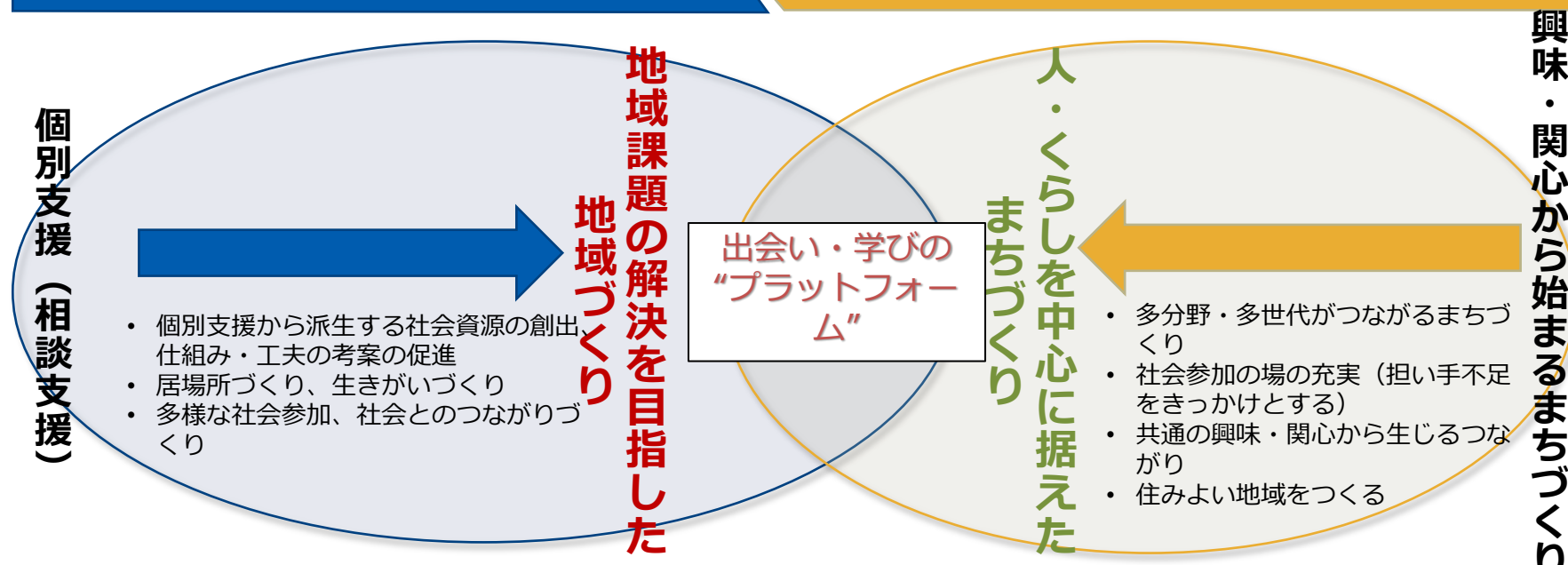


多様な主体による地域活動の展開における出会い・学びのプラットフォーム

- 地域の実践をみると、「自らの地域で活躍したい」や「地域を元気にしたい」といった自己実現や地域活性化に向けた願いのもと始まったまちづくり活動が、地域の様々な主体との交わりを深め、学ぶ中で、福祉（他者の幸せ）へのまなざしを得ていくダイナミズムがみえてきた。
- そして福祉分野の個別支援をきっかけとする地域づくりの実践に関しては、個人を地域につなげるための地域づくりから、地域における課題へ一般化し、地域住民を中心とした地域づくりに開いていくことで持続性を得ていく過程が見られている。
- 一見質の異なる活動同士も、活動が変化する中で“個人”や“暮らし”が関心の中心となったときに、活動同士が出会い、お互いから学び、多様な化学反応を起こす。そこから生まれた新たな活動が地域の新たな個性となり、地方創生につながることもある。
- このような化学反応はさまざまな実践においてみられており、今後の政策の視点として、地域において多様な主体が出会い学びあう「プラットフォーム」をいかに作り出すか、という検討を行っていくことが求められている。

福祉サイドからのアプローチ

まちづくり・地域創生サイドからのアプローチ



まずは鎧を脱いで だから一緒に動きたくなる

- その人をど真ん中に、その人の思い描いている幸せの実現を応援することって、なんだかとても大変と思っていないですか？
- 私たちができるのは、そんな彼らとまずは**“知り合い”**になること。
- 同じ目線になって話をする事。
- 彼らの可能性を信じる事。「こうあらねばならない」を捨てること。
- “知り合い”になっても、すぐに声をあげない彼らと **「つながり 続ける」** こと
- そして彼らが声をあげた時に、しっかりと受け止め、彼らの 「やってみたいこと」・「こうしてほしいこと」 ごとに応じて **“知り合い”を重ね合わせチームを作り、応援**すること。
- そのためには普段から色々な『力』を持っている人と**“知り合い”**になっていること。いっぱい使える地域資源を知っていること。
- その応援に至るまで、また応援の中で生まれるプロセスが実は応援している人の成長や地域が動き出すきっかけになるのかもしれない。
- その意味では、“生きづらさ”を感じている人も応援する人も地域にとっても**ウィンウィンな取組**です。

どうする！？ 我が町

- 地域共生社会を我が町として理解する。
- 実現に向け庁内で分野を超えて考える
- 我がまちの強みはなにか？
- 幸せを応援するために何をしなければならないか？
- 人材育成？住民活動の活性化？基金？交通？民生委員？・・・考えることは多岐にわたる
- 共通の価値を基盤とし、全てが重層的に動くことで「断らない相談」「オーダーメイドの支援」「支援者支援」がなされる
- そのための包括的な支援体制を戦略的に考える
- このことが2040年に向けて自助・互助・共助・公助のバランスの変容をもたらす
- 全ての住民が安心していきいきと暮らすまちへ そのまちそのものがなくならないように
- 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。※地方自治法第1条の2（抜粋）

重層的支援体制整備事業について

- 令和3年4月1日施行（社会福祉法第106条の4）
- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施**
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、**I～IIIの支援は必須**
- 新たな事業を実施する市町村に対して、**相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行**できるよう、交付金を交付

I 相談支援

包括的な相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

II 参加支援

- ・既存の取組では対応できない**狭間のニーズ**にも対応
(既存の地域資源の活用方法の拡充)

【狭間のニーズへの対応の具体例】

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にない
ひきこもり状態の者を受け入れる 等

III 地域づくりに向けた支援

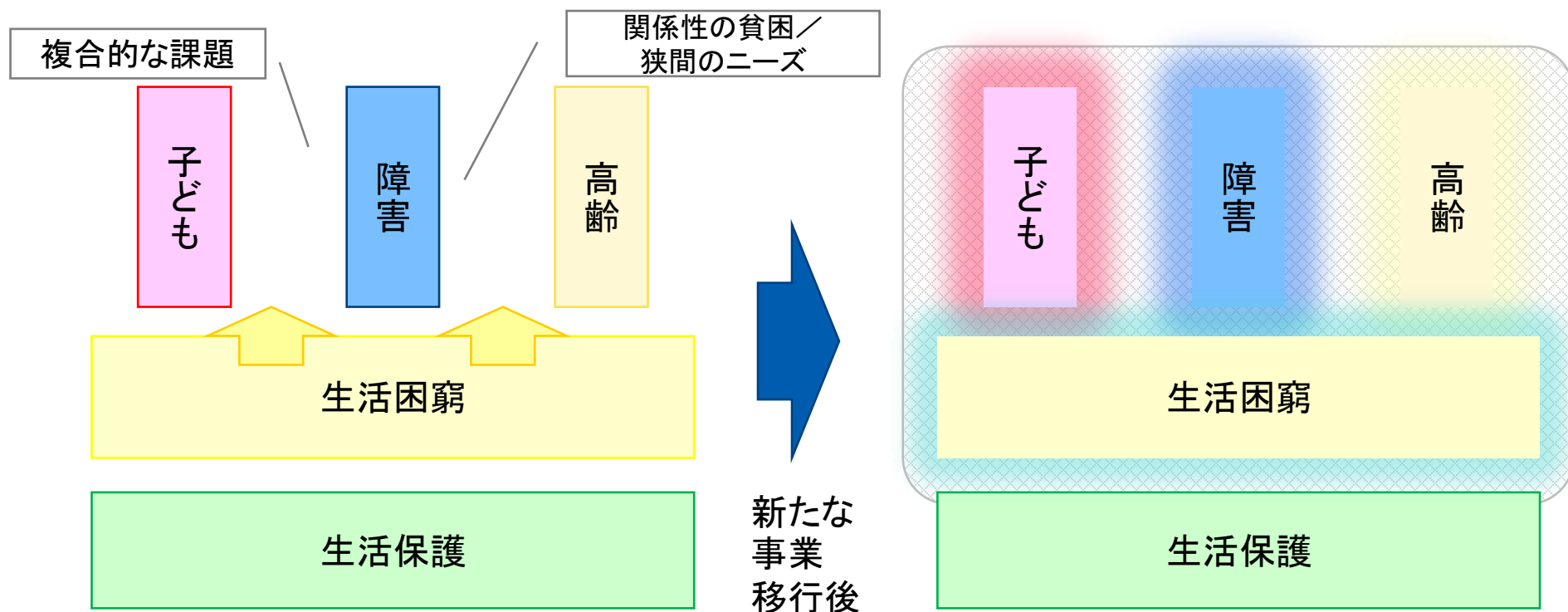
住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
 - ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート
- 新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

**I～IIIを通じ、
・継続的な伴走支援
・多機関協働による
支援を実施**

重層的支援体制整備事業の意義

- **市町村全体**の支援関係機関で「包括的な支援体制」を構築できるようにする
 - **すべての住民**を対象に
 - 新しい「窓口」をつくるものではない、既存の支援関係機関を活かしてつくる
- 体制づくりに必要な費用について、**一つの交付金で一体的に財政支援**する仕組みに
 - それぞれの個別分野で定められた**対象者・機能を超えた支援が可能**となる



重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

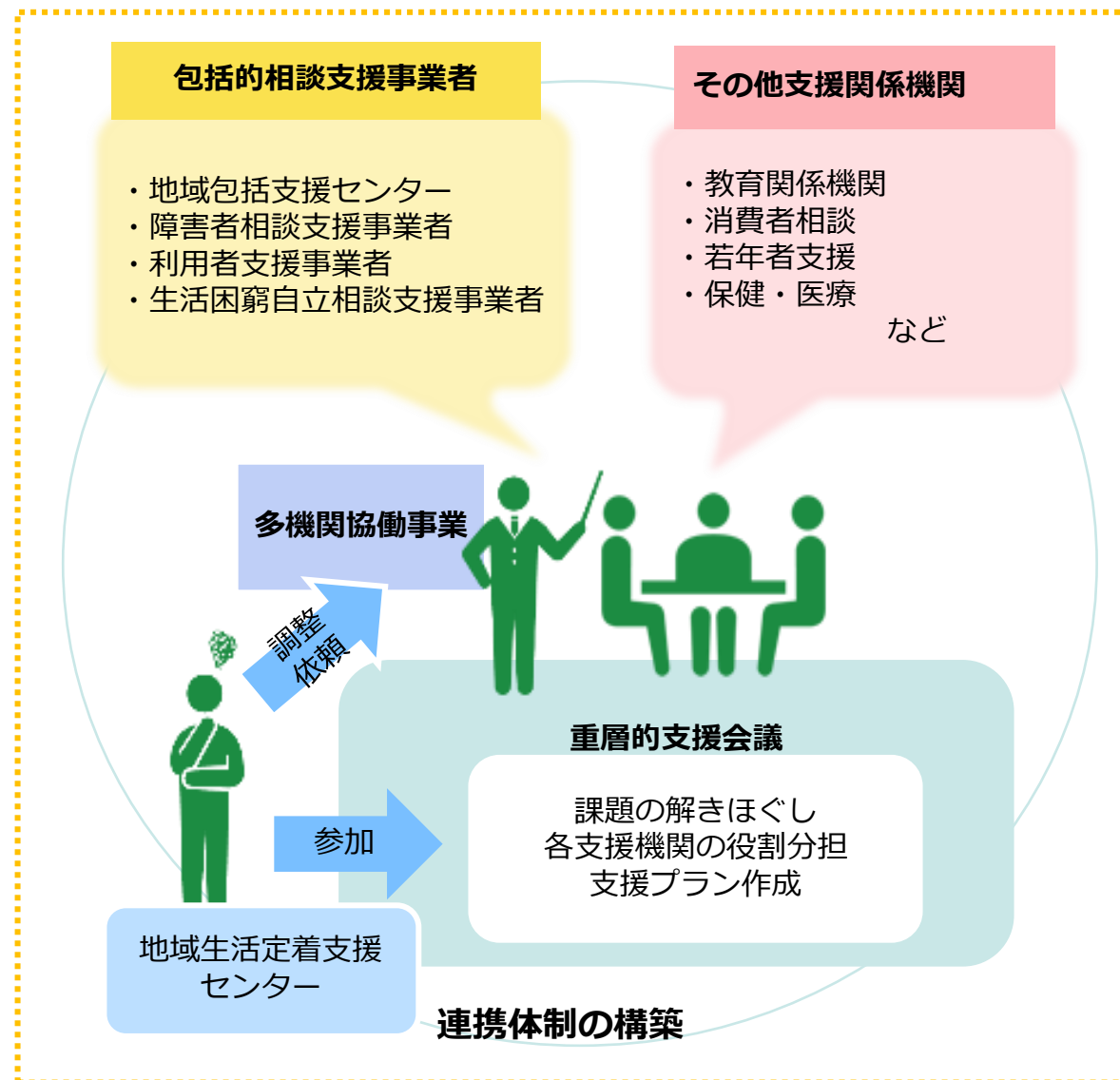
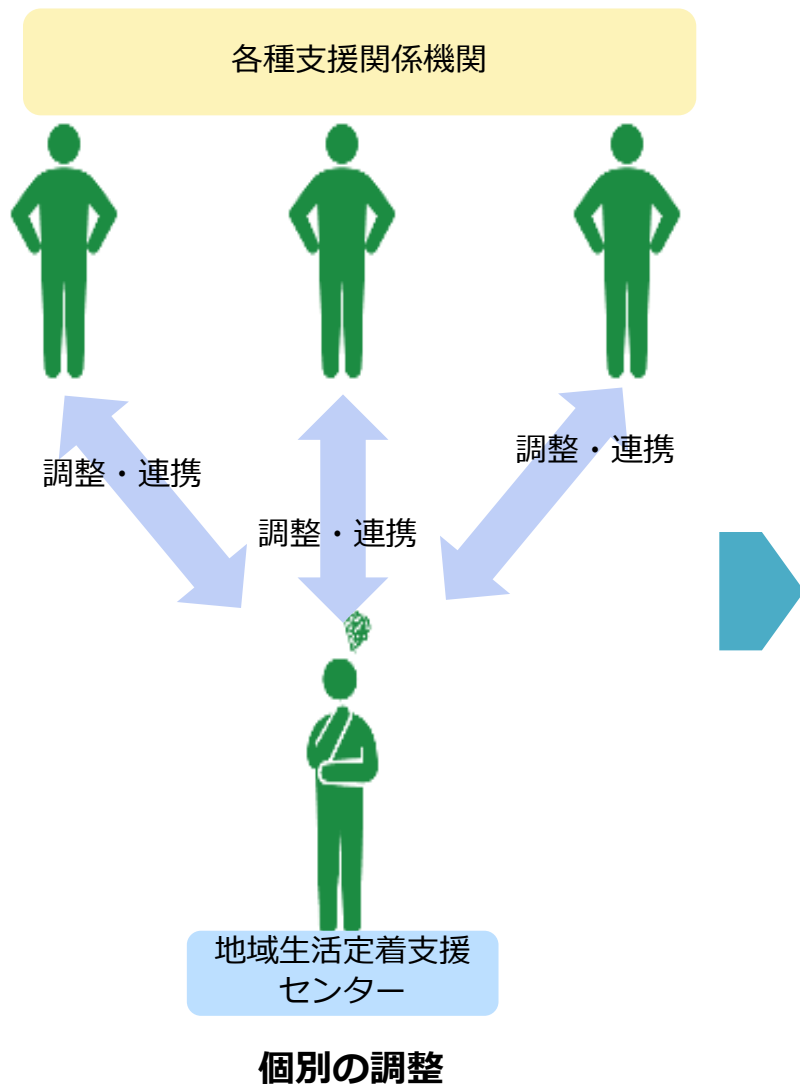
重層的支援体制整備事業とは、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】 地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】 障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】 利用者支援事業
	ニ		【困窮】 自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】 生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】 地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】 地域子育て支援拠点事業
			【困窮】 生活困窮者支援等のための地域づくり事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	新

（注）生活困窮者支援等のための地域づくり事業、生活困窮者の福祉事務所未設置町村による相談支援事業は、第3号柱書に含まれる。

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

地域生活定着支援センターと重層的支援体制整備事業の関係



重層的支援体制整備事業と関係分野の施策との連携体制の構築

【令和3年3月29日付け】

- ・ ひきこもり支援
- ・ 自殺対策
- ・ 児童福祉制度・DV被害者支援施策等
- ・ 公共職業安定所等
- ・ シルバー人材センター
- ・ 生涯現役促進地域連携事業
- ・ 水道事業
- ・ 保護観察所等
- ・ 地域定着促進事業
- ・ 教育施策
- ・ 子供・若者育成支援施策

【令和3年3月31日付け】

- ・ 高齢者向け施策
- ・ 障害保健福祉施策
- ・ 子ども・子育て支援施策
- ・ 生活困窮者自立支援制度
- ・ 生活保護制度
- ・ 成年後見制度利用促進に係る取組
- ・ 社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等

【令和3年4月1日付け】

- ・ 地域若者サポートステーション事業

【令和3年9月17日付け】

- ・ 福祉サービス事業者等を自立準備ホームとして活用する場合の取り扱いについて

【令和3年10月1日付け】

- ・ 消費者安全地域協議会制度（消費者庁）
- ・ 地域力創造施策（総務省）

【令和3年12月1日付け】

- ・ 地方創生施策（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進室）

【令和4年3月1日付け】

- ・ 農林水産施策（農林水産省農村振興局）

【令和4年6月30日付け】

- ・ 地域循環共生圏（環境省大臣官房環境計画課）

○「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について（通知）」（令和3年3月31日）を発出。

・高齢者、障害者、児童等の対象者に関わらず、属性を問わない包括的な支援を提供する仕組みを推進していく観点から、既存の社会福祉施設や福祉サービス事業者等（以下、「福祉サービス事業者等」略記）が、定員の空きを活用して、本来の業務に支障の無い範囲で、本来の支援対象者とは別に、社会参加に向けた支援対象者を受け入れる場合の考え方を整理。

・規定の範囲内であれば、入所施設や居住系サービスを実施している福祉サービス事業者等を自立準備ホームとして登録し、委託を行うことが可能。

○ポイント

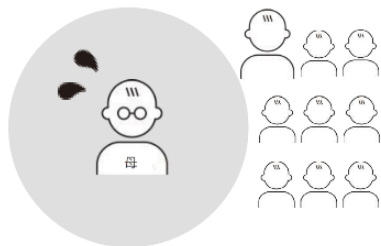
・「定員の空きを活用して本来の業務に支障のない範囲」であれば、**既存の福祉サービス事業者等が、保護観察所に自立準備ホームとして登録した上で、刑務所等の出所者等を受け入れることが可能。**

・自立準備ホームの登録自体によって、**指定基準等に抵触したり、財産処分手続きが必要になるものではない。**（施設の一時使用に該当するため）

・利用者数に応じて、報酬や委託費等が算定されている事業の場合、自立準備ホームとしての受け入れに関して保護観察所から支弁を受けた委託費は、指定や認定を受ける事業において**請求する報酬と調整を行う必要はない。**

・通知を確認のうえ自立準備ホームの開拓をしていただきつつ、さらに連携を密にする。

ものづくり×重層事業 ～宮崎県三股町～



10人家族の生活に困り感を持った母の事例

みんなで考えよう！
**社会問題
井戸端会議**
シャカイモンダイイドバタカイギ



廃業する衣類生
産工場のミシン



空き家



セレクト
ショップ



お母さんは多様な人との
接点を持てるようになりました。

社会に参加し、支える側
にもなっています。



カフェ×重層事業 ～滋賀県守山市～

再縁寺—自分らしい生き方・支え合い・地域活性化の循環を生み出す場（滋賀県守山市）



一人ひとりはずごい！

- ・「これはできへんけど、これやったらできるんちゃう」
- ・これまでは一人ひとりが地域で、社会で「なりわい」を持つことで、「ちょっとした」支援が自然と行われ、地域も社会も活性化してきた（支え合いの社会）
- ・産業構造の変化、個人主義の進展、少子高齢化など社会の変化
⇒人と人の関係の希薄化⇒活躍の場の縮小（支えられる人に）

「なりわい」づくりを起点に、自分らしい生き方の実現、「支え合い」の再生・創出、地域資源の活性化といった循環を生み出す
⇒**地域共生社会の実現**

再縁寺とは 地域共生社会の実現に向け、以下の取組を一体的に行う拠点です。

1 縁づくり

- 食事や買い物をきっかけに、世代や職業を超えて様々な人が集い、交わり、つながることで、孤立の解消を図ります。

2 なりわいづくり

- 地域資源を活かしながら、一人ひとりの「なりわい」を創り出すことによって、自分らしい生き方と元気なまちの創出を図ります。

3 暮らしづくり

- 高齢者等の地域生活支援と支援機関につながない方を早期に発見し、解決を図ります。

自分らしい 生き方の実現

感謝
(対価)

支え合いの 再生・創出

地域の活性化

森のとうふ工房（埼玉県所沢市）

- 埼玉県所沢市にある廃業した豆腐屋から、障害者と共に働き、地域課題の解決に取り組んでいる団体に「豆腐屋を復活させてほしい」という相談があった。
- 相談を契機に団体は、生活保護を受給している人、派遣の仕事を転々としてきた人、これまで一度も働いたことがなかった若者、障害者手帳の交付対象ではないけれど何らかの障害がある人など様々なバックグラウンドを持つ仲間とともに、豆腐屋を再開。
- その後、全員で自分たちの働き方、事業所の経営、今後の事業展開について話し合う中で、豆乳とおからを使ったお菓子屋さんを新たに立ち上げることに。
- 今では豆腐、菓子の製造・販売にとどまらず、農業や里山保全の活動にも取り組んでいる。



どんな姿を目指したのか

- 「地域共生社会」というコンセプトの下で目指しているのは、全ての人が自分らしく共に生きる包摂的な社会です。
- それを実現する包括的な支援体制のひとつのあり方として、「重層的支援体制」を明示したものです。
- ①市民の皆さん同士の「気遣い合う／支え合う」関係性が豊かで（「地域づくり支援」）
- ②市民の皆さんや地域の事業所の活動が、誰か（本人）のより良い幸せの実現に合わせて柔軟に機能を変化（「資源化」）することができ（「参加支援」）
- ③これらと、「断らない」相談支援が相互に関わり・働きかけ合いながら包括的な支援を提供する（「包括的な相談支援」「多機関協働」「アウトリーチ」）

- 一人ひとりとつながること（知り合いになること）
 - 一人ひとりの『声』をしっかり聞くこと
 - 一人ひとりの可能性も含めた『幸せ』にコミットすること
 - 一人ひとりの暮らしと地域を結ぶこと
- （「役割」「参加」「働く」⇒「気遣い合う／支え合う関係性」が豊かに）



一人ひとりの応援を分野を超えた『チーム』で行うこと
（オーダーメイド型・楽しさ・自発性・創意工夫）

- ✓ ハンディのある人も役割を持ち参加できる社会を創ることが、誰にとっても暮らしやすい町をつくり、町の持続を支えることにつながっていくのではないかと²¹

令和5年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体（R4.11時点）

北海道	旭川市	埼玉県	川越市	福井県	福井市	滋賀県	彦根市	岡山県	岡山市
	七飯町		越谷市		敦賀市		長浜市		美作市
	妹背牛町		狭山市		あわら市		草津市	広島県	呉市
	鷹栖町		草加市		越前市		守山市		三原市
	津別町		桶川市		坂井市		甲賀市		東広島市
	厚真町		ふじみ野市	山梨県	甲州市		野洲市		廿日市市
	音更町		川島町	長野県	松本市		高島市	山口県	宇部市
	鹿追町		鳩山町		飯田市		米原市		長門市
	広尾町		船橋市		伊那市		竜王町		高松市
	幕別町		柏市		飯綱町	京都府	長岡京市	香川県	さぬき市
青森県	鯨ヶ沢町	千葉県	市川市	岐阜県	岐阜市		豊中市	愛媛県	宇和島市
岩手県	盛岡市		木更津市		関市		高槻市		高知市
	遠野市		松戸市	静岡県	熱海市		枚方市	高知県	本山町
	矢巾町		市原市		函南町		八尾市		中土佐町
宮城県	岩泉町		香取市		岡崎市	大阪府	東大阪市	福岡県	黒潮町
	仙台市	東京都	八王子市	愛知県	豊田市		富田林市		久留米市
秋田県	涌谷町		墨田区		半田市		高石市		大牟田市
	能代市		大田区		春日井市		交野市		八女市
	大館市		世田谷区		豊川市		大阪狭山市		糸島市
	湯沢市		渋谷区		稲沢市		阪南市		岡垣町
	由利本荘市		中野区		東海市	兵庫県	太子町	佐賀県	佐賀市
山形県	大仙市		豊島区		大府市		姫路市	熊本県	大津町
	山形市		立川市		知多市		尼崎市		益城町
福島県	福島市		調布市		豊明市		明石市	大分県	中津市
	須賀川市		国分寺市		長久手市		芦屋市		津久見市
茨城県	土浦市		狛江市	三重県	東浦町	奈良県	伊丹市		竹田市
	古河市	神奈川県	西東京市		美浜町		加東市		杵築市
	那珂市		鎌倉市		武豊町		奈良市	宮崎県	九重町
	東海村		藤沢市		四日市市	和歌山県	三郷町		都城市
栃木県	宇都宮市		小田原市		伊勢市		川上村		小林市
	栃木市		茅ヶ崎市		松阪市	鳥取県	和歌山市		日向市
	市貝町		逗子市		桑名市		鳥取市	189自治体	三股町
	野木町		秦野市		名張市		米子市		
群馬県	太田市	富山市	富山市		亀山市		倉古市		
	館林市		氷見市		鳥羽市		智頭町		
	みどり市	石川県	金沢市	島根県	いなべ市		北栄町		
	上野村		小松市		志摩市		松江市		
	みなかみ町		能美市		伊賀市		出雲市		
	玉村町				御浜町		大田市		
							美郷町		
							吉賀町		

令和5年度

重層的支援体制整備事業への移行準備事業

実施自治体

都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名
北海道	釧路市	埼玉県	さいたま市	山梨県	山梨市	大阪府	大阪市	徳島県	小松島市	大分県	大分市
	黒松内町		川口市		南アルプス市		堺市		阿南市		別府市
	京極町		行田市		中央市		貝塚市		上勝町		日田市
	東川町		鴻巣市		長野市		河内長野市		北島町		佐伯市
	斜里町		久喜市	長野県	岡谷市		真面市	香川県	丸亀市		宇佐市
	白老町		北本市		駒ヶ根市		熊取町		坂出市		豊後大野市
	本別町		富士見市		小海町		千早赤阪村		綾川町		由布市
	厚岸町		吉川市		下諏訪町		西宮市		琴平町		国東市
青森県	平内町	千葉県	白岡市		富士見町	兵庫県	西脇市	愛媛県	伊予市		日出町
	今別町		千葉市	岐阜県	原村		川西市		四国中央市	宮崎県	玖珠町
	蓬田村		野田市		箕輪町		小野市		愛南町		延岡市
	外ヶ浜町		君津市		飯島町		三田市	高知県	室戸市		えびの市
	西目屋村		浦安市		中川村		丹波篠山市		安芸市		高鍋町
	藤崎町		袖ヶ浦市		松川町		養父市		須崎市		都農町
	大鰐町		中央区		大垣市	奈良県	丹波市		四万十市		門川町
	田舎館村		文京区		恵那市		穴栗市		香南市		美郷町
	板柳町		品川区		美濃加茂市		たつの市		奈半利町		木城町
岩手県	釜石市	東京都	目黒区	静岡県	郡上市	和歌山県	桜井市	鹿児島県	北川村	鹿児島県	鹿児島市
宮城県	東松島市		杉並区		海津市		生駒市		馬路村		鹿屋市
	富谷市		練馬区		神戸町		宇陀市		土佐町		いちき串木野市
	大河原町		葛飾区		安八町		田原本町		いの町		志布志市
秋田県	鹿角市		江戸川区		坂祝町		高取町		仁淀川町		中種子町
	にかほ市		三鷹市		静岡市		明日香村		佐川町		大和村
	井川町		青梅市	愛知県	浜松市	鳥取県	王寺町	福岡県	越知町	282自治体	宇検村
山形県	大湯村		町田市		富士市		吉野町		日高村		和泊町
	鶴岡市		小金井市		焼津市		大淀町		四万十町		知名町
	酒田市		小平市		藤枝市		下市町		北九州市	沖縄県	沖縄市
	天童市		国立市		御殿場市	島根県	橋本市		福岡市		うるま市
	遊佐町		福生市		伊豆市		八頭町		飯塚市		
福島県	会津若松市	神奈川県	多摩市		長泉町		湯梨浜町	岡山県	筑後市		
	郡山市		平塚市	愛知県	小山町	岡山県	琴浦町		大川市		
	いわき市		厚木市		吉田町		日吉津村		小都市		
	喜多方市	新潟県	新潟市		名古屋市		益田市		宗像市		
	川俣町		三条市		豊橋市		倉敷市		古賀市		
	只見町		柏崎市		一宮市	広島県	笠岡市		うきは市		
	三春町		見附市		蒲郡市		総社市	佐賀県	大刀洗町		
	檜葉町		村上市		犬山市		矢掛町		上峰町		
	日光市		関川村		小牧市		西粟倉村		長崎市		
栃木県	小山市	富山県	高岡市	三重県	阿久比町	山口県	美咲町	長崎県	佐世保市	熊本県	
	那須塩原市		射水市		鈴鹿市		広島市		平戸市		
	さくら市		白山市		紀宝町		竹原市		五島市		
	那須烏山市	石川県	野々市市		大津市		尾道市		西海市		
	下野市		勝山市	滋賀県	近江八幡市		福山市		佐々町		
	上三川町		鯖江市		栗東市		大竹市	熊本県	山鹿市		
	芳賀町	福井県	美浜町		湖南市		府中町		菊池市		
	壬生町				東近江市		坂町		宇土市		
	高根沢町			京都府	豊郷町		下関市		宇城市		
	那珂川町				京都市		山口市		天草市		
群馬県	桐生市				福知山市		美祢市		合志市		
	東吾妻町				舞鶴市				菊陽町		
	明和町				亀岡市				西原村		
	千代田町				京丹後市				御船町		

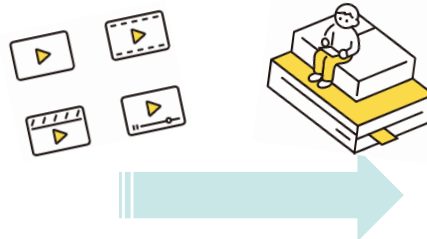
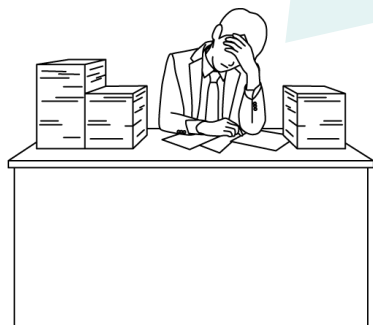
◆重層事業の担当者になった方や受託事業者の方へ、初めて取り組むときや、困ったときに読み返してほしい資料や動画をまとめました。

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 生活保護・福祉一般

>地域共生社会の推進 > 重層的支援体制整備事業に取り組む自治体担当者・受託事業者の方へ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/chiikikyosei/references.html

- ・担当者になったばかり。**地域共生社会や重層事業の理念・考え方**について知りたい。
- ・重層事業の担当者となったものの、**誰と対話していくべきか、どう進めたら良いかわからない**。
- ・重層事業の関係者と一緒に研修会を実施したいので**活用できる教材**がほしい。
- ・わが町で**重層事業を実施するかどうか、検討するための材料**がほしい。
- ・重層事業をもっと活用して**より良い支援体制を構築**したい。



うつむいている、そのあなた！

走り出すきっかけが見つかるかもしれません！

